

コロナ危機を利用した改憲は許さない！ 憲法を生かした対策の抜本的強化を

安倍首相と自民党は、国民がコロナ禍のもとで命、暮らし、営業を守るために懸命の努力を行い、何とかコロナ禍を乗り越えようと頑張っているときを狙って、緊急事態条項の創設・改憲議論の推進を図ろうとしています。まさに、火事場泥棒的なやり方です。憲法・法律には、コロナ危機への備えがあります。コロナ危機に有効な対策を打ってこなかった責任を、憲法や法律に転嫁する安倍政権の卑劣なやり方に怒りが広がっています。

「憲法以外の問題を優先して取り組むべき」

78%

(NHK世論調査) 5/3



憲法と法律でコロナ危機への対処できる

瀬戸際対策を怠りゴテゴテの対策 安倍政権の責任重大

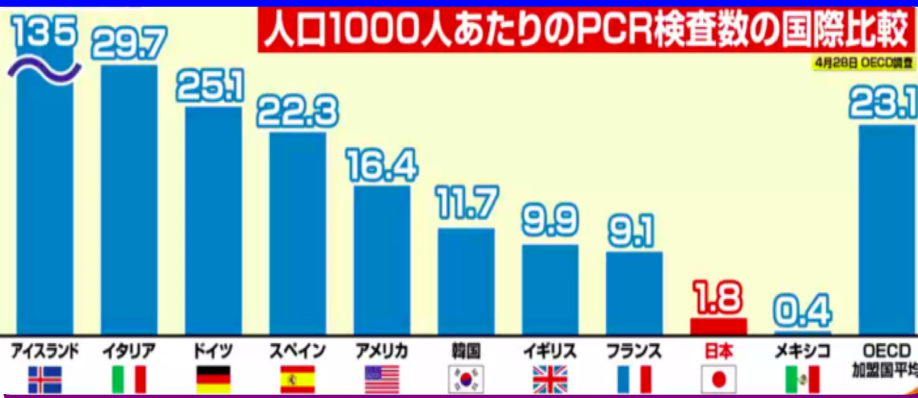
中国で新型コロナウイルス感染が爆発的に広がり、まさに武漢が閉鎖された1月24日に安倍首相は、中国の春節を祝い「中国の皆さん日本に来てください」とメッセージを発信し、感染者を呼び込みました。

また、1月から広がり始めた感染に対して、中国、アメリカからの入国拒否は4月3日。すでに国内のクラスターが広がった後、感染症対策で最も重要なウイルスを国内に入れない水際対策を怠りました。

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスからの上陸問題でも、免疫法には、質問権や診察・検査権があり、患者隔離も強制できます。あれだけ蔓延させる前に、有効な手立てをとることはできました。

また感染症法では、知事に検体の採取や健康診断、入院の強制など強力な権限があります。日本国憲法のもとでも、必要な場合は、最小限の人権制約は可能です。

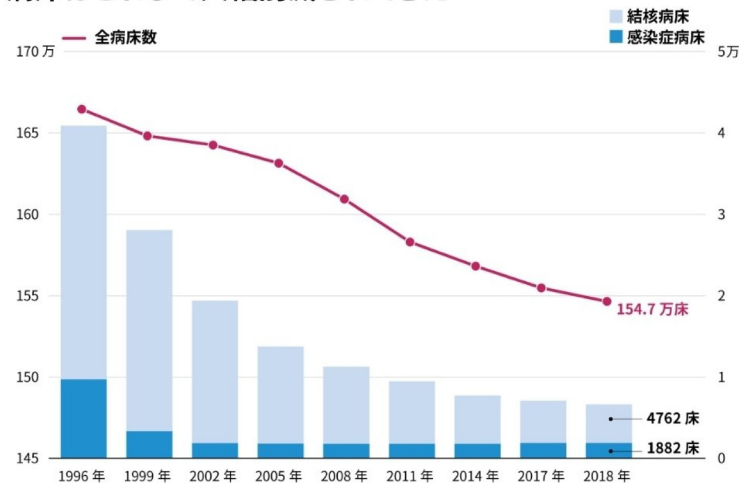
日本のPCR検査の異常な少なさ OECD36ヶ国中35位



PCR検査の遅れが、感染拡大の大きな要因に

政府は「病院のベッドが足りなくなる」といって検査を絞ってきました。しかし、感染症法では指定感染症に指定された陽性患者は「原則入院」の定めはありません。軽症者をホテルなどで保護し、重症患者のためのベッドをあげながら検査を進めることは法律上は可能。ところが、「すべて入院へ」という運用を見直したのは4月2日。感染を拡大させる可能性のある軽症者を検査も保護もせず市中に放置してしまいました。

病床はこれまで大幅削減されてきた



まともな感染対策を行わなかった裏には、オリンピックに固執し、本格的対策も準備もしなかった安倍政権に大きな責任があります。

保健所825⇒472ヶ所、

ウイルス対策は、歴史的、国際的経験からよく学び、日頃から準備することが必要です。ところが政府は、国立感染症研究所の予算を3分の1にカット、全国の保健所825箇所を、472へ半減させ、病院のベッドを大幅に削減してきました。それが今回の医療崩壊の危機の根本にあります。

コロナ対策の遅れを憲法の責任にするのは筋違い。今こそ、憲法・法律に基づいたコロナ対策の抜本的強化が必要です。

出典：厚生労働省

(2020年4月16日)

REUTERS